

「情報ネットワーク配信権保護条例」草案に対する意見について

平成 17 年 9 月 9 日

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）
第 1 プロジェクト

この度、貴国において検討を進めていると伺っていたところの「情報ネットワーク配信権」の保護に関する条例草案が起草されたことを歓迎する。

近年、ネットワーク化及びデジタル化を初めとする情報関連技術の発展に伴い、インターネットを通じて著作物等が世界中で容易に送受信されるようになり、また、著作物等の完全な複製が容易に作成されるようになるなど、著作権の保護の完遂にはより困難が伴う状況にある。貴国において、このような状況の中、よりいっそうの著作権保護の強化に取り組まれていることに敬意を表すとともに、その取組みにご協力したく、下記の通り意見を提出したい。

記

1. 特に対応を希望したい事項

- (1) 第 9 条(1)項における、「個人的な閲覧や学習、研究」の範囲を明確にすることを希望する。例えば送信者がそのような目的であったとしても、範囲が明確でない場合、送信者の裁量によって過剰な頒布が行われ、結果的に、権利者の許諾を得ずに著作物等をインターネット上で配布することと同様の影響を与えることに容易につながり得る。これは、著作物の複製を認める権能を留保するにあたっては「複製が著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」ベルヌ条約第 9 条 2 項の規定とも合致しない可能性が出るものと思われる。
- (2) 第 9 条(5)項について、「講話」が「講演」の範疇に入るかを確認したい。もし「講話」が「講話」の範疇に含まれるようであれば、貴国著作権法において「講演」は「口述による著作物」として保護されていることから、著作物の種類によって権利制限の範囲が異なることは、不相当と考える。この場合、ベルヌ条約第 2 条の 2 に準じて講演内容に基づいた制限を加えることが妥当と考える。
- (3) 第 27 条において、「人民法院にネットワークサービス提供者に関連ユーザーの登録情報を提供するよう要求する申請を行うことが出来る。」とある。具体的な申請手続きが可能となるよう、手順等を定めた関連法規が早期に定められることを希望する。

2. その他の対応を希望する事項について

- (4) 本条例草案の実施を踏まえ、現行の「インターネット著作権行政保護弁法」に改訂等行われるといったことがあるのか、同弁法の今後の取扱いについてもご教示ありたい。
- (5) 第9条(2)項に記載されている事項は「引用」に該当すると推測するが、その場合、ベルヌ条約第10条において、「引用」が許される範囲について基準を設けている。ここで述べる「適量」が指す範囲についても、この規定に基づいて、より明確に規定することで、いっそうの著作権の保護につながるものとする。
- (6) 第9条(12)項の「ただし当該内容を改変しなければならない。」が不明であるため、明確化されることが望ましい。
- (7) 第15条について、各項に掲げられているケースは、実際には著作物の使用許諾契約時に制限されることも多いと思われる。また、許諾を受けている場合でもその対価が支払われることが通常である。本条は何らかの対価が支払われている前提で承認される規定であることが望ましい。

3. 確認をしたい事項

- (8) 第2条における技術措置の定義にある「获取」はアクセスコントロール技術を含むものかを確認したい。正規品のゲーム専用機においては、不法コピーによる海賊版ゲームソフトの稼働を技術的に防御する装置等が一般的に搭載されているが、一方でこのような技術措置を回避することを目的とした“Mod チップ”と呼ばれる装置が、中国で大量に流通している。ここでアクセスコントロール技術が第2条の規定する技術措置に含まれるとすれば、海賊版ソフト流通の一因となっている Mod チップへの対策が容易化され、ひいては海賊版ソフト出現の抑制に大きく寄与するものとする。
- (9) 第2条におけるインターネットサービス提供者の定義の記述において、「自分のウェブページ上に他人のウェブページへの無修正のリンクを設置する公民や法人、その他の組織は、本条例で述べるネットワークサービス提供者と見なす」とある。リンク先(無断アップロード先)のサーバが海外にある場合もこれに含まれるかどうか不明であるが、貴国の最近の動向を見ると、大手サーチエンジン「百度」に対して、無許諾アップロードされた MP3 ファイルへのリンクページを削除することを著作権管理会社が求めた事例や、貴国トップ3の ICP「網易」が、同社の提供するサーチエンジンを使った検索の結果、リンク先の MP3 ファイルがほぼ無許諾アップロードされたものと自ら調査した上、MP3 ファイルに関する検索サービスを一時中止する旨発表した事例などが報じられている。

このような、サーチエンジンを利用した検索の結果、ユーザーが無許諾アップロードされた著作物へ直接アクセスすることが容易になる事態などを踏まえながら、本保護条例は検討されたものと推認するが、このような検索サービスでは、海外サーバに無許諾アップロードされた著作物も自動的・機械的に検索対象となることが通常であることなどからも、海外サーバに無許諾アップロードされた著作物へのリンクについてもその規定に含まれると明示されることが、本保護条例の実効性をさらに高めることにつながると思料する。

- (10) 第2条における権利侵害の内容について、「権利管理電子情報が故意に削除または改変された作品や録音・録画製品など、または技術措置を回避または破壊するために主に用いられる方法と明らかに知りながら、情報ネットワークを通じて大衆に対して伝えられた方法となる文字や図形などの内容を含む」とある。これには技術措置を回避または破壊する方法のみならず、その解説をも含みえると考えるが、含めるのであれば、より広範囲での著作権保護につながるため、望ましい。

【参考事例】

本条例では、インターネットを通じた著作物の送信を「情報ネットワーク配信（伝播）」又は「情報ネットワークを通じた大衆への配布」（第2条、第5条等）として保護している。我が国においては「送信可能化」として、現実に受信されることを要件とせず、受信が可能な状態に置くことを保護の対象としている。これは、WCT や WPPT で保護されている the making available to the public（WCT 8条、WPPT 10条など）に相当するものである。貴国においては「伝播」という概念が現実に受信されることを要件としない「送信可能化」を保護対象としていると考えるが、用語上、この点をより明確にしておくこと希望したい。

以上の意見は、文化庁、経済産業省、日本電子計算機著作権協会、日本レコード協会、日本音楽著作権協会、日本貿易振興機構、コンテンツ海外流通促進機構が中心となって提出するものである。